

2021・1 No.332



あつぎ

法人ニュース



鐘ヶ岳からの眺望
(写真提供/厚木市)

2021年

新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 黄金井 康巳



令和3年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本をはじめ、世界各国において、日常生活ならびに社会経済に甚大な影響を被りました。政府による緊急事態宣言の発令、外出の自粛、休業要請や時短営業、各種催物やイベント等の中止など、企業を取り巻く環境は、多方面にわたり過去に類を見ない、先行き不透明な大変厳しい経済環境でありました。当会においても、各種事業の中止や延期を余儀なくされ、十分な活動が思うようには出来なかつた一年でもありました。

私ども法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税知識の普及や納税意識の高

揚、税制改正に関する提言活動をはじめ、租税教育活動や地域への社会貢献活動を中心とした事業を展開しています。同時に、異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の親睦・交流事業を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。会員の皆様方には、今後とも法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年(う)は丑年、十二支の2番目の干支であることから、子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされ、先を急がず目前のことを着実に進めることが将来の成功に繋がっていくと言われております。新型コロナウイルスの一日も早い収束を願うとともに、大変厳しい情勢ではありますが、着実に物事を進めることで新たな発展へと繋げる年にしていきたいと思っております。

結びにあたり、新型コロナウイルス感染症に日々最前線で医療活動に貢献していただいている医療従事者、介護従事者の方々に心より敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。本年が皆様並びに会員企業にとりまして、より良き年になりますようご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 川端 よしみ



令和3年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会の会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

黄金井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動におかれましては、年初から新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況の中ではありましたが、管内小学校での租税教室への講師派遣、「税を考える週間」の看板設置や「税タイムス」の全戸配布の広報活動など、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただきました。

このような貴会の活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、本年も引き続き、地域に密着した魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、まもなく令和2年分の所得税等の確定申告期を迎えます。新型コロナ

ウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、マスクを軽減するためには、「ID・パスワード方式」やスマートフォン等によるe・Tax申告の利用が最も有効であることから、署といたしましては、更なる推進に取り組むこととしており、会員の皆様方におかれましては、自宅等からのe・Taxを利用した申告について、従業員の方々に推奨いただきますようお願い申し上げます。

また、本年は税務署の確定申告会場の混雑緩和を図るため、入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は当日配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能となりますので、混雑緩和へのご理解とご協力を併せてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会の益々のご発展、また、会員並びにご家族の皆様のご健勝とご事業のご繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



栄えある受彰 おめでとうございます

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に 功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る11月16日、厚木税務署署長室において、納税表彰式が行われました。本会関係の受彰者は左記のとおりです。
(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い規模を縮小し、各団体ごとに実施されました。)

◎厚木税務署長表彰受彰者(敬称略)

- 中野能孝 (有)エヌケイハウジング
- 野間政江 (株)野間工業
- ◎厚木税務署長感謝状受彰者(敬称略)
- 小山内 豊 (有)双栄建設



▲左から、小山内氏、中野氏、野間氏(厚木税務署にて)

■納税功労表彰(所長表彰)

厚木県税事務所長納税功労表彰の本会関係の受彰者は、左記のとおりです。

◎厚木県事務所長

- 納税功労表彰受彰者(敬称略)
- 小松英子 (有)小松管工



広報用看板を設置

厚木税務署別館の壁面にe-TaxとeLTAXの利用推進を図る広報用看板を新規に張り替えました。



フォト・トピックス

《新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、密集・密接・密閉の3密の状態を避け、適切な感染症対策を講じて実施。》

▲源泉部会定例研修会

源泉部会は11月5日、厚木アーバンホテル会議室において、定例研修会を開催した。厚木税務署及び厚木市役所の担当者を講師に招き「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」について研修し、当日は32名が参加した。



▲経理実務講座

11月25日から厚木商工会議所において、初級者を対象にした経理実務講座(5回シリーズ)を開催した。税理士会厚木支部所属の佐藤實税理士に講師を依頼し、仕訳の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、簿記とその関連事項について研修した。



▲女性部会・青年部会が

小学6年生対象の租税教室開催を支援
女性部会と青年部会は、12月から1月にかけて厚木税務署と協力し、小学校の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さなどの意識啓発を行った。(厚木愛甲地区の14校・29授業数を担当した。)

法人会のキャラクター
「けんた」



税務署からのお知らせ

令和2年分の所得税等の確定申告について

■パソコンやスマホで作成できます！

新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご自宅等からのe・Tax（電子申告）をご利用ください。

パソコンやスマートフォンで「国税庁ホームページ」へアクセスすれば、簡単に申告書が作成できます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方でも、事前に税務署で本人確認の上、「IDとパスワード」の発行を受ければ、e・Taxによる電子送信が可能です。

スマホ
からも e-Tax で送信できます！



『作成コーナー』にアクセス！

■QRコードを利用したコンビニ納付

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」又はコンビニ納付用

QRコード作成専用画面から、納付情報を入力し「QRコード」を作成することで、納付書の取得のため、税務署に向くことなく、お近くのコンビニで納付することができます。

■申告及び納税の期間

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日（火）～3月15日（月）

還付申告は2月15日（月）以前でも提出できます。

◎贈与税

2月1日（月）～3月15日（月）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日（月）～3月31日（水）

■申告書作成会場の開設期間

2月16日（火）～3月15日（月）

土、日及び祝日を除きます。

ただし、2月21日（日）及び2月28日（日）は開場しません。

申告書作成会場は、混雑（3密）回避のため入場制限を実施します。

申告書作成の受付は午後4時まで。

■問合せ先

厚木税務署

電話（221） 3261（代表）

不審なメールや偽サイトにご注意ください

現在、還付金の振込先等の入力を求めるメール及び同メールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。アクセスすると被害を受ける恐れがありますので、ご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。

国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

また、国税庁（国税局、税務署を含む）では、還付金の振込先等の入力を求めるメールを送信することはありません。

不審なメールを受信した場合や、国税庁ホームページをかたるサイトを発見した場合は、「税務行政に対するご意見・ご要望」よりご連絡をお願いいたします。

既に不審なメールや偽のホームページに関する情報をご連絡いただいた方におかれましては、貴重な情報のご提供ありがとうございます。

個別の回答は行っておりませんが、ご提供いただいた情報をもとに関係機関と連携して対応を行っております。

●税務行政に対するご意見・ご要望

https://www.nta.go.jp/suggestion/iken/information_form.html



●不審な電話や振り込め詐欺にご注意を

<https://www.nta.go.jp/information/attention/attention.htm>



「フィッシング対策協議会」のホームページに、フィッシング詐欺の詳細が掲載されています。怪しいと感じられましたら、以下をご参照ください。

●フィッシング対策協議会のウェブサイトはこちら（外部サイトへ）

<https://www.antiphishing.jp/>



e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて

令和3年1月
提出分より

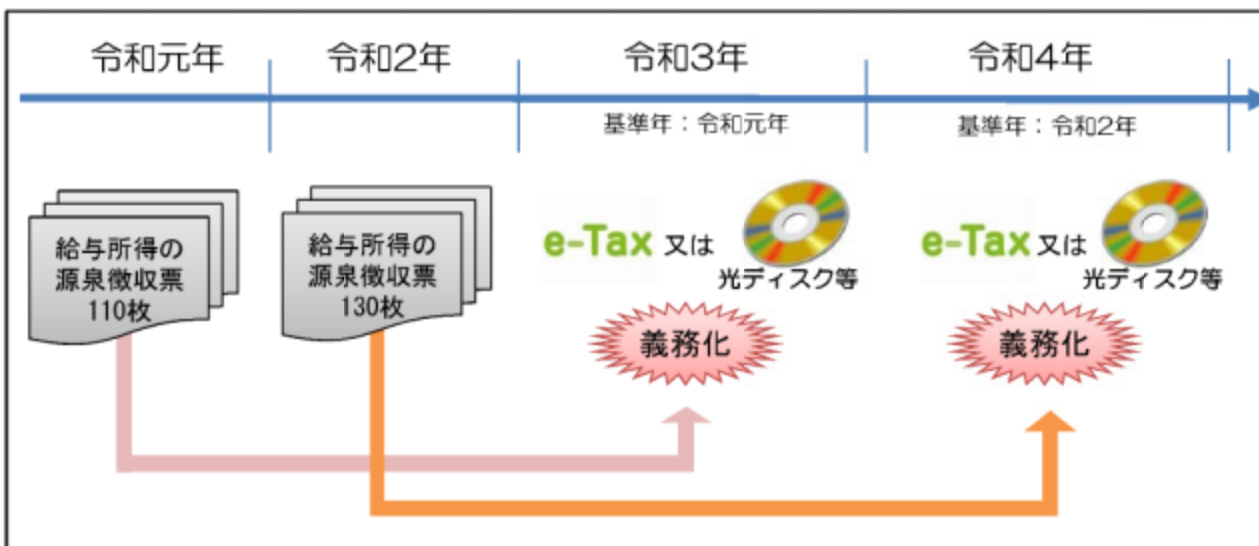
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が
100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【留意事項】

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

提出方法の詳細については、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



1 アフターコロナは「縮充社会」

天明 茂

公認会計士
宮城大学名誉教授

アフターコロナのキーワードは「縮充」、すなわち「縮むけど充実させる」社会づくりである。

人口減少もあり、経済規模は間違いなく縮小する。しかし、生活の質を落とすことは許されない。いっそう住みやすい社会にすべく、企業は経営内容を充実させ、市民や働く人の「満足度」「幸せ感」を高めなければならぬ。

「コロナ前」に戻そうと考えるのではなく、コロナを乗り越えて、新たな世界を作るのである。日本の100年、大きな変革は、明治維新、敗戦、そして今回は、新型コロナウイルスという3度目の節目である。明治維新は、鎖国時代で後れをとった科学技術や資本主義制度を、外国から導入して近代国家を作り上げた。敗戦は7年間という占領下の苦難を乗り越え、焼け

野原となった都市を、近代都市に生まれ変わらせた。経済面では、大量生産システムに品質管理やマーケティングの知恵と心を結集させて、未曾有の経済高度成長を成し遂げた。

リモートワークが仕事の仕方を変えた。職住一致による家族の新たな関係性が構築されつつあり、交通渋滞や鉄道混雑の緩和にもつながる。AIの活用によるオンライン学習は、教育の質を大きく変える可能性がある。都会集中生活から地方への分散が進めば、新たな社会が開かれる。

環境を破壊し、幾つかの生物を絶滅に追い込んできたのである。そして今、命はつながりであること、人間は漁網の網の目の一つに過ぎないことに気づいたのである。堂の結び目が解ければ人間の結び目も解けるし、メダカの結び目が解ければ人間の結び目も解けてしまう。人間も多くの生き物の繋がりで生かされている、たった一つの命に過ぎないことを、再確認して行動することを教えられている。

2 新型コロナウイルスのメッセージ

世間は、「新型コロナウイルス」と闘う。「ウイルス戦争」と言うが、新型コロナウイルスは本当に「敵」なんだろうか？

コロナは567。太陽のコロナは王冠の意味。仏教で言われる、56億7千万年後に衆生を救いに降りて来ると言われる弥勒菩薩も567。単なる数字の語呂合わせかもしれないが、新型コロナ

ウイルスは、こうした状況に対するサムシング・グレート（Great）のメッセージと思えてならない。

コロナの第1メッセージは、「万物の霊長という錯覚に気づけ」である。宇宙に存在するものは、すべてが繋がっている。しかし私たちは、人間がピラミッドの頂点にいと誤解してきた。人間中心の生き方が地球

第2は、「共生・共益の生き方に戻れ」である。顧みれば、人類500万年の歴史のうち、499万年は飢えと寒さを克服するための共生・共益の時代だった。

それが、この1万年の間に競争社会となり、利己主義が地域紛争、経済戦争を招いてきた。企業は、自社の成長発展

だけを目指すことなく、利害関係者との共益経営を目指す必要がある。

第3は、「宇宙の分身としてふさわしい生き方をせよ」である。

3 西洋から東洋への回帰

「変化の時は原点回帰することが鉄則である。」

いま、社会の潮目は、確実に西洋思想から東洋思想に移ってきている。

社会は「競争・弱肉強食社会」から、誰もがそれぞれの居場所で自己実現できる「共生・共存社会」に移りつつある。

会社は、これまでの株主利益至上ではなく、「地域と共に生き、地域の困りごとを解決する企業」が評価されるようになった。

そもそも、企業の目的は社会的課題の解決にあり、利益の獲得はその結果に他ならない。近江商人の「三

人は誰でも、宇宙の分身としてこの世に生を受けている。

天から与えられた使命をしつかり自覚して天命に生きよとのメッセージである。

方よし」は、そのことを教えている。

2024年から、一万円札の肖像画に登場する渋沢栄一の代表的著作「論語と算盤」は、「論語と算盤が車の両輪」というより、「論語の上にはか算盤を乗せてはいけない」と言っているのである。

論語で経営すれば、自分の欲得が出てくるはずがない。

出てくるのは「公」であり、「国家」である。渋沢が設立に関わった膨大な事業が、みな社会的事業であることを考えれば、

論語の上に載せる事業は「社会的課題を解決する」ものでなくてはならない。

この結果として、算盤が合う、そういう経営である。

CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）に取り組む企業が多いが、「三方よし」「論語と算盤」は、この思想を先取りしていることに誇りをもち、実践したい。

こうした経営に求められる人財育成の目標は、勝ち抜くことを主眼に置いた「自己主張型人間」でなく、他の幸せを我が喜びと出来る謙虚で優しい「利他的人財」である。

西洋から東洋への回帰は「日本の心」への回帰に行きつく。

「日本の心」を端的に言いつつ、戸時代末期から明治初期にかけて、日本を訪問した外

である。もちろん、家庭を犠牲にする「会社第一人間」ではない。

「家族の期待を満足させる良い家庭人」が、職場でも健全な人間関係を築くことができ、仕事もできるビジネスマンが理想像となってきた。

組織は、ピラミッド型からフラット型で、リモートワークにふさわしいネットワーキング組織に、また、仕事の進め方や意思決定は「理性・論理」ではなく、「直感・感性」が重要になってきた。

国人の日本人評価が「日本人らしさ」を代表しているように思われる。

「質素だが満足している」「金銭よりも大切なものを知っている」「相手を思いやる」「苦勞をいとわない」

「犯罪をしない」などなど。日本の近代化は、「和魂漢才」「和魂洋才」で始まった。

しかし、明治維新に「才」を取り入れることを急ぐあまり、「和魂」を置き忘れてしまったようだ。

「和魂」は「大和魂」であり、「古来から日本人に根ざしていた精神」である。

「和魂」は、神道における概念で、「荒魂（あらたま）」と、「和魂（にぎたま）」の2面を持つという。荒魂は活動的で勇猛、剛健な作用に対して、和魂は主として神霊の静的で穏和な作用、徳用を指す。

従って、和魂は「勇敢で深い精神」と言える。

「縮充」社会を突りあるものにするために、「共生・共益の循環型経営」を実践するとともに、社員一人ひとりの根底にある「和魂」を引き出すことを心がけよう。

4 日本の心は「和魂」

これまでのビジネスモデルでは
対応ができません！

プランBで

コロナ危機を

乗り切る



未来事業株式会社 代表取締役
経営学博士 吉岡 憲章

今年、辛丑（かのとうし）年。「どうやら痛みを伴う衰退と、新たな息吹が互いに増強し合う年になりそうだ」と、歴史学者の村上瑞祥氏は解説しています。

昨年2月頃から流行が始まった新型コロナウイルスが第三波の真っ只中。今年、この危機を克服させるための挑戦が世界中で繰り広げられる、そして、人間がコロナを全滅させる

年になるのだ、いや、しなければならぬのだと思います。

また、今夏にはコロナのために1年延期された東京2020オリンピックが予定されています。

世界中が一致協力して、コロナに打ち勝ち、オリンピックが無事に開けるようになることを願っています。

先が読めない コロナ経済ショック

今から100年前に世界的に大流行したスペイン風邪は、3年間で三波にわたって襲撃し、我が国だけでも38万人以上の犠牲者を出してしまいました。

病原体は、A型インフルエンザウイルス（H1N1型型と呼ばれ現在でも残存しているようです）。新型コロナウイルスも、これに近い規模なのでしょう。

ただでさえ停滞していた我が国の経済がコロナ・ショックにより、4〜6月の

GDPが前四半期に比して、
▲28.8%（年率換算）も低下しました。

過去のリーマンショックやオイルショックの時とは比較にならないほど、強烈な経済ショックです。

その後、内閣府が昨年11月16日に発表した2020年7〜9月期のGDPは前四半期に対して、年率換算で21.4%増えました。

新型コロナウイルス禍で、4〜6月期に戦後最大の落ち込みとなった反動で、高い伸びを記録したに過ぎません。

プラス成長は4四半期ぶりですが、コロナ前の水準には遠いと言えます。

これほどの経済環境悪化が、この先どのように回復していくかということが、経営者にとっては、最大の関心事でしょう。

日本経済研究センターは、コロナ以前に経済が戻るの
は2024年という統計を
発表しています。あと4年
先にもなります。

これまで、昨年末までには回復するだろうと期待していた社長も多いと思います。

しかし、世界規模のコロナ不況、景気回復政策の不透明さ、などを併せて考えますと、結局、年末回復は実現せず、せめて今春には、
「思いを巡らせても、
「全くわからない」というのが
実情だと思います。

これまでのやり方 を続ける

このような不況になったとき、経営者は「この景気はいっ頃になったら、回復するだろうか」「ムダを省いて何とか持ちこたえよう」とか、「もう少し売上を上げよう」と思います。

今までの事業のやり方をもう少し改善すれば、乗り切れると思うことでしょう。しかし、いくら頑張っても、会社を取巻く経済環境は一向に良くならない。GOTOで少しばかり期

待した飲食業、観光業も、コロナ第三波によって、振出しに戻りかねません。

毎日、毎月、赤字が増え、やがてニッチモサッチモ行かなくなり、取り返しがつかなくなり最悪の状態になってしまおう。

これがコロナに関わらず、市場が大きく変化した場合の経営破綻までの典型的な道のりです。

「プランB戦略」の導入

このように市場構造が大きく変化し、それがこの先どのようなになるのかが不透明な場合や、需要環境が凍り付いてしまっているような現在です。

このような中では、「今までの事業のやり方の継続」では通用しないと考えた方が良いでしょう。

このような時には、「この厳しい現状がしばらくまたはズーッと続くだろう」と考え、それでも乗り切れ

る経営に転換する必要がありません。

つまり、「プランB」（最悪の事態を考えた事業計画案）を作ることが必要です。

プランBに対して、これまでの経営の継続、または改善を前提とした事業計画を「プランA」と称します。

また、これまでのプランAと同じ切り口で、プランAを改善したものを「プランA'」と言います。

プランBは、現在の経済環境がこの先も続いたとしたら、我が社はその中で生き残るために、どのように経営をしていけば良いか、という観点から作る経営計画です。

つまり、これまで我が社で考えていた事業の進め方ではなく、新たな視点で計画自体を考え作り直すことです。

いずれにしましても、このような経済環境の下では「プランA」や「プランA'」では、通じないということです。

わかりやすい事例で説明します。

例えば、月商200万円の飲食店を経営しているとします。

コロナの影響で売上が半減して、月商100万円に落ち、大幅赤字となりました。

そこで、売上が元の200万円に戻ることには淡い期待を抱くのではなく、減少した100万円分の売上を得ることができると、これを「プランB」です。

「どうやって月100万円の売上を増やすか」について、徹底的に頭を絞ることでです。

例えば、夜だけやっていた営業を、まったく違うメニューで昼も営業するとか、調理の腕をもとに「出前シエフ」を展開する……というように。

極端な例としては、今の都心の店舗を整理して、郊外店舗にする、というようなことも、ひとつです。

勿論、この場合はある程度の資金が必要ですが、ズルズルと続けて、毎月手元資金を減らしてしまうことを考えれば、不可能ではありません。

ビジネスモデルの変革を

このように、最悪の状態で生き残るためには、多くの中小企業は、これまでのビジネスモデルでは対応できません。

しかし、このような変化に対応できるビジネスモデルの答えが、どこかに転がっている訳ではありません。

社長がこの危機を乗り切るために、自分の人生を懸けるほどの決心と覚悟が必要ですよ。

この先どうなるか分からない経済環境の復活を期待するのではなく、ぜひ自分の力で、コロナ時代に対応できるビジネスモデルを見出し、構築して参りましょう。

諦めずチャレンジできる社長がコロナに勝てる

「ピンチの後にチャンスあり」という言葉があります。

まさに、このコロナ・ショックの大ピンチに、どのようなチャンスを見出すか。

私の座右の銘は、「常在活路」です。私の造語ですが、「どのように追い詰められても、どこかに生きることにつながる活路がある。諦めずに挑戦することによって、出口は必ず見つかる」という思いです。

つまり、ピンチをチャンスに転換するために、必要な「我が社を生かすための執念」です。

そのための起点となる考え方が、「プランB」と言えます。

ぜひ、プランBの考え方を理解していただき、少しでも早く、今年を素晴らしい年となるように頑張りたいでしょう。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

ぜいきんクイズ、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-netor.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間【令和2年10月～令和2年11月】

地区・支部名	会 員 名
厚 木	トヨタモビリティ神奈川 本厚木店
妻 田	FUスポーツ・ベースキャンプ愛甲
南 毛 利 南	アルバムえほん企画室 合同会社

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月15日までに手続きされた方は、令和3年度分（令和3年4月～令和4年3月）の会費から自動引き落としができます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで
電話 046-221-1055

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局（Tel.221-1055）または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話（046）229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話（046）286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話（046）222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話（046）225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話（046）297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話（046）221-5556

訃 報

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます



黄金井 一太 元会長

黄金井酒造(株) 代表取締役会長
令和2年11月4日逝去 93歳

厚木法人会では半世紀近く要職を務め、平成2年に第8代会長に就任。また上部団体の神奈川県法学会連合会会長、全国法人会総連合副会長に就任し、正しい税知識の普及・推進、納税意識の高揚等に多大な貢献をされました。
平成13年には勲四等旭日小綬章を受章されました。

法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

そこで、このたび県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題である「災害に強い県土づくりの推進」や「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的として、引き続き超過課税を実施させていただきます。

● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

2 税率（変更なし）

県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

3 中小法人に対する不均一課税（変更なし）

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税（法人税割）：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあつては、収入金額が年12億円）以下の法人

● 超過課税を活用して推進する事業

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

(1) 地域経済の活性化

・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

(2) 柔軟な経済構造の構築

・ 製造ライン変更やデリバリー販売への転向といったビジネスモデル転換への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
・ 治山・法面や林道の整備

(2) 地震・津波対策の一層の強化

・ 「地震防災戦略」に基づく市町村が行う地震防災対策への支援や市街地の整備などの減災対策
・ 電線の地中化や防災行政通信網の再整備

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定している県有施設等

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先は、

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話(045)210-1111（代表）

■ 超過課税の仕組みに関することについては

総務局財政部税制企画課（内線2306）又は厚木県税事務所 電話(046)224-1111（代表）

■ 超過課税の活用に関することについては

総務局財政部財政課（内線2266）

県税ホームページ

県税便利帳

検索

